様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　12月　12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃそふときゃんぱす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ソフトキャンパス  （ふりがな）きむら　かな  （法人の場合）代表者の氏名 木村　加奈  住所　〒036-8182　青森県弘前市大字土手町３８  法人番号　5420001010380  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | 2024年　10月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  ■会社概要  <https://softcampus.co.jp/company/> | | 記載内容抜粋 | DX推進に向けたビジョン  私たちのビジョンは、全ての人々がデジタル技術を駆使して新たな可能性を見出し、自身のキャリアや人生をより豊かにすることです。このビジョンの実現に向けて、私たちはデジタル人材育成に注力し、次世代のIT人材を育てることで、日本のデジタル競争力を高め、持続可能な経済成長に寄与します。  DX戦略  私たちの具体的な取り組みは以下の3つの柱で構成されています。  **デジタル人材育成**  自分のキャリアに磨きをかけたい方々に対し、専門的なプログラムを通じて、必要なスキルを提供します。私たちは、個々の可能性を引き出すために、完全1対1でのスクールを展開しており、一人ひとりへ寄り添ったサポートを行います。  **企業向けDX研修サービス**  企業の人事部門やDX推進本部が抱える課題に応じた、カスタマイズされた研修サービスを提供します。これにより、企業全体のデジタル活用能力を向上させ、競争力を強化します。  **リカレント教育の推進**  市場の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、再教育に向けたDXコンテンツを提供します。学び続ける環境を整え、業界のニーズに即した教育を実現します。  私たちは、技術が進化する中で、すべての人が自らの可能性を信じ、成長できる環境を提供することを約束します。未来のデジタル社会に貢献するため、私たちは今日も前進し続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づいて作成された内容を自社ホームページに掲載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX宣言・情報セキュリティ基本方針 | | 公表日 | 2024年　10月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針  https://softcampus.co.jp/dxpolicy/ | | 記載内容抜粋 | DX戦略  私たち株式会社ソフトキャンパスは、経営ビジョンやビジネスモデルを実現するために、デジタルトランスフォーメーション(DX)を重要な戦略として位置付けています。DX戦略を通じて、より効率的で柔軟な業務運営を実現し、顧客のニーズに応える質の高い教育サービスを提供することを目指します。以下の三つの柱に基づいて、私たちのDX戦略を推進しています。  **デジタルツールの活用**  クラウドサービスを利用し業務データの一元管理を進め、マーケティングオートメーションツールとの連携を強化します。これにより、データ分析基盤を構築し、顧客の学習ニーズに合わせたカリキュラムの自動生成や学習効果の最大化を図ります。  **テクノロジーの活用**  ChatGptやプログラムを用いた業務自動化を各メンバーが積極的に進め、労働生産性の向上に努めています。さらにAIや最先端のテクノロジーを活用し、人的リソースをかけずとも、学習者一人ひとりの学習の躓きや学習状況に応じたサポートが実現できるよう取り組んでいます。  **デジタル人材育成**  社内のIT教育をさらに強化し、ITの教育を提供している事業者として、社内のIT教育についても一層力を入れてまいります。また、スクール事業やSNSでの情報発信を通じてITスキル習得の促進をしつつ、より良いナレッジを社内外に発信してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づいて作成された内容を自社ホームページに掲載しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針  <https://softcampus.co.jp/dxpolicy/> | | 記載内容抜粋 | **推進体制**  私たちは、多様な専門知識を持つスタッフが集まり、リモート下でも最大の成果が出せるように、クラウドシステムを積極的に活用し、社内のデジタル人材育成を進めています。  また、法人向け教育を提供している社員が共創することで、各クライアントのニーズに最適化されたIT教育プログラムの設計を模索しています。これにより、実践的なスキル習得を目指し、参加者が直面する具体的な課題に応じた柔軟なカリキュラムを提供することが可能になります。私たちは、全社員がデジタル技術を積極的に活用できるよう、相互に学び合う文化を醸成しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針  <https://softcampus.co.jp/dxpolicy/> | | 記載内容抜粋 | **マーケティングオートメーションツールの活用**  マーケティングオートメーションツールを導入し、顧客データの分析基盤を整備しています。これにより、顧客ニーズに基づいた効果的な学習カリキュラムの設計が可能となり、学習成果の向上を目指しています。  **AI技術の活用**  ChatGPTなどのAI技術を積極的に導入し、業務自動化を推進しています。特に、カスタマイズされた学習カリキュラムの自動生成や、学習者一人ひとりに最適化されたサポートの提供を可能にする環境を整備しました。  **セキュリティ対策の強化**  クラウド環境とAI技術の活用に伴い、情報セキュリティ基本方針を策定し、定期的な見直しと社内研修を実施することで、安全かつ信頼性の高いシステム運用を維持しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX宣言・情報セキュリティ基本方針 | | 公表日 | 2024年　10月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針<https://softcampus.co.jp/dxpolicy/> | | 記載内容抜粋 | 達成指標  ITスキル学習サービスの拡大  利用ユーザー数を目標指数として設定  SNS（Youtube・Instagram・TikTok）ユーザー数、再生数を目標指数として設定  デジタルツール・データの活用についての目標指標  顧客の学習完了率を目標指標として設定  学習カリキュラム作成工数削減率を目標指標として設定 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　10月　22日 | | 発信方法 | 自社ホームページにて掲載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針<https://softcampus.co.jp/dxpolicy/> | | 発信内容 | 日本は現在、生産年齢人口の減少に直面しており、その影響から労働生産性が他国に後れを取るという厳しい現状があります。この課題を乗り越えるためには、デジタル技術の活用が不可欠です。私たちは、全ての人がテクノロジーを活用できる未来を目指し、IT教育の重要性を一層強く認識しています。  私たち株式会社ソフトキャンパスは、社内でのIT教育を継続的に行うことに加え、スクール事業を通じて多様なITスキル習得のコースを展開しています。特に、マンツーマン形式の個別指導や、企業研修としての集団研修を通じて、受講者一人ひとりのニーズに応じた効果的な教育を提供しています。これにより、デジタル技術の普及を加速させることを最大限に尽力しています。  私たちの目標は、ITスキルを身につけた人材を育成し、社会全体のデジタルリテラシーを向上させることです。これにより、個人が自らのキャリアを切り拓き、企業が競争力を高め、最終的には日本全体の生産性向上に貢献することを目指しています。  代表取締役　木村 加奈 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」に入力を行い、課題の把握を行ったうえ、入力サイトから提出しました。  ※3年後の目標を設定し、2027年10月頃に再診断予定 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を策定し、社内外に公表している。  自社ホームページの以下ページに記載  ■DX宣言・情報セキュリティ基本方針  <https://softcampus.co.jp/company/>  またSECURITY ACTIONの二つ星を宣言している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。